

子ども手当の請求手続きはお済みですか？

平成22年4月1日から子ども手当が始まりました。制度開始の経過措置として、手当を受給できるようになった時点までさかのぼって手当を受給することができる請求期限は平成22年9月末日です。期限を過ぎた場合は手当の支給は請求の翌月からとなります。

子ども手当をすでに受給している方でも、次のような場合は各種請求書・届出書などを提出していただく必要があります。この手続きを速やかに行わないと手当を受けられなくなる可能性があります。お忘れのないようご注意ください。

- 毎年6月：現況届（手当の受給資格を更新するための手続きです）
- ※平成22年4月以降に初めて子ども手当を申請した方は、初年度手続きは免除されます。
- 国外や他の市町村に転出するとき：つくばみらい市で受給事由消滅届
- ※転出後の新住所地で新たに認定請求書

○出生などにより、支給対象となる子どもが増えたとき：額改定請求書

※生後翌月分から増額するため、必ず出生から15日以内に手続きをしてください。

○受給者や子どもが市内で住所が変わるとき：住所変更届

○受給者や子どもの名前が変わるとき：氏名変更届

○子ども手当振込先の口座を変更するとき：口座変更届（お子さんや配偶者の口座への変更はできません）

○子ども手当の支払は、6月・10月・2月の年3回です。

6月期：2月分から5月分
10月期：6月分から9月分
2月期：10月分から1月分

問 伊奈庁舎児童福祉課 ☎58-2111（内線1162）

平成22年10月1日 国勢調査を実施します

ご協力をお願いします

- 国勢調査は、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。
- 平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。
- 調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 9月下旬から、調査員が世帯を訪問して調査票を配布します。
- 記入いただいた調査票は、封筒に入れて封をして調査員に渡していただくか、市役所まで郵送で提出してください。

問 伊奈庁舎企画政策課 ☎58-2111（内線1244）

活動予定（10月～12月）

●参加対象 出産前後の妊産婦および就学前の乳幼児とその保護者

月・活動時間	10月 午前9時30分～11時	11月 午前9時30分～11時	12月 午前9時30分～11時
伊奈第1保育所 山王新田1253(☎58-2422)	2日(土) 運動会参加	10日(水) お店やさんごっこに参加	15日(水) 親子製作
伊奈第2保育所 小張4705(☎58-1025)	6日(水) 運動会表現あそび	10日(水) ごっこあそび	7日(火) 音楽鑑賞
伊奈第3保育所 長渡呂新田715(☎58-1597)	2日(土) 運動会参加	17日(水) 戸外あそび	15日(水) 親子製作
伊奈第4保育所 狸穴1072-14(☎58-6002)	2日(土) 運動会参加	12日(金) お店やさんごっこに参加	2日(木) 親子製作
谷和原第1保育所 仁左衛門新田641(☎52-2100)	2日(土) 運動会参加	15日(月) パネルシアター	14日(火) リズムあそび
谷和原第2保育所 小絹415(☎52-4217)	2日(土) 運動会参加	10日(水) パネルシアター	14日(火) リズムあそび

遊びにきてね

「あそびのひろば」

子育てを応援しています

市立保育所では、「あそびのひろば」を実施しています。保育所のたくさん子どもたちと遊んでみませんか。

また、情報交換をしながら、子育てを考え、育児の悩みを解消していきましょう。

※ご利用になりたい保育所に、事前にお申し込みください。

※あそびのひろばの他に、毎日園庭開放も行っています。ぜひご利用ください。